

1 外国人の入国・在留許可手続の概要

1. 入国許可手続（入国事前審査）

入国許可手続とは、外国人本人が外国に居住しており、日本での在留資格をもっていない場合の申請手続を言います。つまり、初めて日本に入国する場合や以前に日本に居住したことがあっても、一旦帰国して一度在留資格（一般的には「ビザ」と言われます）を失った外国人が日本に入国する場合がこれにあたります。この場合には、在留資格認定証明書の交付申請（在留資格認定証明書交付申請）を各地方入国管理局に行うこととなります。

この在留資格認定証明書交付申請は、「短期滞在」（旅行者や商談のために来日する外国人が取得する）、「永住者」を除く在留資格について申請が可能です。

2. 在留許可手続（在留審査）

在留許可手続とは、すでに日本に在留している外国人が行う申請手続を言います。その中には、次のようなものがあります。

（1）資格外活動許可申請

外国人がすでにもっている在留資格に該当する活動以外の活動を行おうとするときに取得する許可です。たとえば、学校に通学し勉学をする活動をすべき「留学」の在留資格で在留する外国人が、アルバイト（就労活動）をしようとするとき等に許可を得る必要があります。

なお、資格外活動許可が必要なのは、「現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとするとき」ですので（入管法19条2項）、たとえば、通訳として勤務する外国人従業員（在留資格は「人文知識・国際業務」）が、勤務時間外に夜間大学に通学する場合には、特に資格外活動許可を得る必要がありません（同法19条1項1号）。

つまり、学校へ通うことは「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」にはあたらないので、入管法上許された活動であり「資格外活動」にはあたりません。

（2）在留期間更新許可申請

日本に在留している外国人がすでに付与されている在留期限を超えて、現在もっている在留資格に基づく活動を引き続き行おうとする場合に行う申請です。簡単に言えば、同じ在留資格で同じ活動をするために期間を延長したいと思うときに申請します。

なお、在留期間更新許可は、在留期間満了日以前に申請する必要があります。満了日を1日でも超えた場合には、いわゆる「オーバーステイ」となります。ただし、在留期間の満了日が休日にあたる場合には、翌開庁日に申請することにより期間内に申請があったものとして扱われています。

（3）在留資格変更許可申請

在留資格をもって在留する外国人が、在留する目的を変更して他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に行う申請です。ただし、「永住者」に変更する場合はこれにあらず永住申請を行うこととなります。

たとえば、留学生が就職したときに、「留学」から就労活動が可能な在留資格（「技術」や「人文知識・国際業務」等）に変更する場合です。

（4）就労資格証明書交付申請

就労することができる在留資格をもっている外国人が、就労できることを証明してもらうために申請します。したがって、申請が可能な外国人は次の者です。

- ① 就労資格をもって在留する者
- ② 資格外活動許可を受けている者
- ③ 特定活動の在留資格をもち、収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動をするを認め

トラブル事例 5 留学生が資格外活動許可を得ていなかったとき

事例データ

1. 当社は、直営の飲食店を全国で展開しています。
2. 各店ではアルバイトの外国人留学生を多く使用していますが、アルバイトの管理は現場任せにしていました。
3. 外国人留学生がアルバイトするためには、「資格外活動許可」が必要であることを最近知り、各店のアルバイト留学生を調べたところ、次のような結果でした。
 - ①全体の10パーセントが資格外活動許可を持っていなかった。
 - ②資格外活動許可をもっていたが、許可期限を過ぎ、現在有効なものでない者がいた。
 - ③資格外活動許可を有するが、留学生にとっては1週間に28時間以内の勤務のみできるところ、実際には1日12時間を超え、1週間では50時間を超えるものもいた。
4. 上記のような状況でしたが、すぐには対応せず静観をしていました。
5. ある日、突然各店に警察が来て、入国管理局合同で一斉捜査に入られてしまいました。

ここが困った！（ポイント）

1. 外国人留学生を雇用する場合、資格外活動許可を持っているかどうかを確認すべきでしょうか。
2. 資格外活動許可を確認すべきとして、どのように確認すれば良いのでしょうか。そもそも資格外活動許可とはどのようなものなのでしょうか。
3. アルバイト留学生は、週28時間以内のみ勤務できると聞きますが、1分でも超過してはならないのでしょうか。制服に着替える時間や帰り支度の時間を除いた、実際に勤務した時間のみをカウントすれば良いのでしょうか。
4. アルバイト・パートとして雇い入れるときに、留学生だけを注意すれば良いのでしょうか。
5. 資格外活動許可を持っていない留学生を雇用し続けるとどうなるのでしょうか。
6. 資格外活動許可を持っている留学生を時間オーバーして使ったらどうなるのでしょうか。

これで解決！～事前対策（資格外活動が問題となる前）～

（1）アルバイト留学生の資格外活動許可を確認する

大学や大学院、専門学校に通学していて「留学」の在留資格（ビザ）を有する外国人は、原則として、働くことができません。働くためには「資格外活動許可」を入国管理局より受けなければなりません。

そして、「留学生」（「専ら聴講による研究生、聴講生」は除く）は週28時間以内（ただし、教育機関の長期休業期間は1日8時間以内）、「専ら聴講による研究生、聴講生」は、週14時間以内（ただし、教育機関の長期休業期間は1日8時間以内）、日本語学校や高等学校に通う「就学生」は1日4時間以内のみアルバイトができます。

（2）アルバイトの時間管理を行う

留学生等については、上記のようにアルバイト時間に制限があるので、タイムカード等により、その時間管

理をしっかりと行う必要があります。そして、勤務時間の考え方としては、拘束時間を意味し、「制服に着替える時間」等も勤務時間に含めて考える必要があります。ただし、週28時間といっても、たとえば10分オーバーしたことで、ただちに「不法就労」となり、「不法就労助長罪」となるかと言えば、そうとも言えません。程度の問題はあると考えられます。したがって、毎週時間管理を行い、多少の時間オーバーがあった場合には、次週の勤務時間で調整させるという管理も必要でしょう。ただし、故意にオーバーさせることは、絶対に避けてください。

これで解決！～事後対策（資格外活動が問題となった後）～

（1）資格外活動許可を持っていない、または許可期限を過ぎている場合

ただちに出勤を停止させ、大学等通学する学校を通じて、資格外活動許可を得るまでは出勤させないようにします。資格外活動許可がないことを知ってそのまま使い続けると「不法就労助長罪」に問われる可能性があります。

（2）資格外活動許可の範囲を大幅に超えて勤務させていた場合

留学生等は、資格外活動許可を得ない限り、報酬を得る活動をしてはなりません（入管法19条1項2号）。では、資格外活動許可を得て、留学生が週28時間を大幅に超えて勤務していた場合にはどうなるかというと、留学生が学業を行わず、「専ら明らかに」報酬を得る活動をしていたとみられる場合には、その留学生は退去強制処分となります（入管法24条4号イ）。また、このケースで事業主が「不法就労助長罪」に問われるかは解釈上の争いがあり、裁判例もありますが、「不法就労助長罪」が問題となるケースだと言えます。

したがって、この場合にも、ただちに勤務形態を改め、時間管理体制を整える必要があります。

ここにも注意！

留学生が他社でアルバイトしているため週28時間以上となるケース

留学生の中には、アルバイト先に内緒で、ほかでアルバイトをしているケースがあります。つまり、1ヵ所では週28時間を守っていても、ほかでアルバイトをすると、結局は週28時間を超えてしまいます。その際には、どちらの事業主が違法となるのでしょうか。

この場合には、ほかでアルバイトし、合計すると週28時間を超えることになることを知っていた事業主が違法となり、「不法就労助長罪」に問われる恐れがあります。

テーマ19 面接時に外国人の在留資格を確認したいとき

事例データ

1. 当社はこの度、外国人を新たに雇用し、システム開発の業務を担当してもらおうと考えています。
2. すでに日本にいる外国人を、日本で面接し、雇用する予定です。

ここがポイント！

雇用しようと考えている外国人について、

1. 就労が認められている在留資格を有しているかを確認する。
2. 現在の在留資格と、担当させる業務内容が合致しているかを確認する。
3. 現在の在留期限を超えていないか、また、在留期限までどのくらいの日数があるかを確認する。

(1) 就労が認められる在留資格

在留資格は、就労が認められているもの（17種類）、原則として就労が認められていないもの（6種類）、就労活動に制限がないもの（4種類）に分けられます。雇用に際しては、就労できる在留資格であることを確認することが重要です。就労が認められた在留資格であるか否かは、パスポートの許可証印および外国人登録証明書によって確認します。

なお、「留学」「就学」等の就労が認められない在留資格の場合、資格外活動許可を取得していれば、決められた範囲内で雇用することは可能です。

(2) 担当業務と在留資格

担当させようと考えている業務内容が、外国人が現に有している在留資格における活動内容と合致していることが必要です。合致しない場合、在留資格変更許可申請によって、当該外国人の在留資格を担当業務に合わせて変更しなければなりません。

(3) 在留期限と転職手続

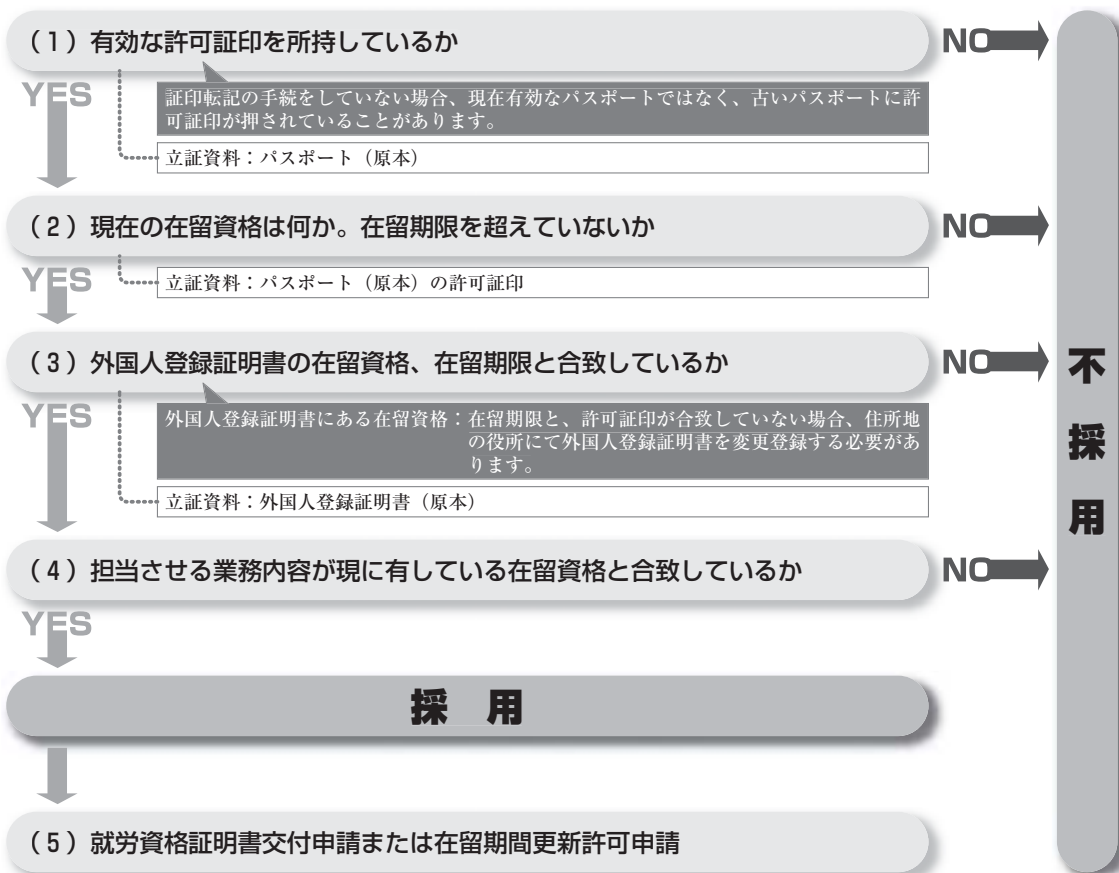
在留期限が切れている外国人は当然、雇用できません。したがって、パスポートおよび外国人登録証明書においてその在留期限を確認しましょう。外国人登録証明書に「在留の資格なし」とある場合、それはその外国人が不法残留や不法入国により在留資格が確認されていないことを意味します。たとえ不法滞在者であっても外国人登録申請の義務があるからです。「在留の資格なし」と赤字で記載されている外国人については、どんな就労活動であっても従事させることはできません。パスポートの許可証印は、現在有効なパスポートに貼付されていることが多いですが、証印転記の手続をしていない場合、切替前の古いパスポートに貼付されていることがあります。

現に有している在留資格からの変更の必要がない場合で、在留期限までに相当の期間的余裕があるときは、就労資格証明書交付申請により、当該外国人の活動範囲を確認します。また、在留期限まで期間がない場合（およそ2ヵ月を切っている場合）は、まず在留期間更新許可申請をし、更新と同時に入国管理局へ転職の手

続をすることになります。

このように在留期限までの期間の有無によって、採用後の手続が異なりますので、注意が必要です。

<在留資格確認の流れ>



参 考

外国人登録証明書の変更登録

引越して住所が変わったり、転職等で勤務先が変更になった場合は、外国人登録証明書の変更が必要です。外国人登録証明書の登録事項のうち、①居住地、②氏名、③国籍、④職業、⑤在留資格、⑥在留期間、⑦勤務先については、変更が生じた日から14日以内に居住地の市区町村の長へ変更登録をしなければなりません（外国人登録法8条1項・2項、9条1項・2項、9条の2第1項、9条の3第1項）。したがって、すでに日本に在留している外国人を新たに雇用した場合、勤務先の変更登録をするように外国人従業員に指導しましょう。外国人がこれらの変更を怠った場合、20万円以下の罰金に処せられます。

別記第四十号様式（第二十九条）

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

再入国許可申請書
APPLICATION FOR RE-ENTRY PERMIT

入国管理局長 殿

To the Director General of Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第26条第1項の規定に基づき、次のとおり再入国の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Article 26, Paragraph 1 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, I hereby apply for a re-entry permit.

氏 Family name 名 Given names

1 国籍 Nationality 2 氏名 Name

3 性別 男・女 4 生年月日 年 月 日 5 出生地 Sex Male / Female Date of birth Year Month Day Place of birth

6 配偶者の有無 有・無 7 職業 8 本国における居住地 Married / Single Occupation Home town / city

9 日本における居住地 Address in Japan 電話番号 Telephone No.

10 旅券(1)番号 Passport Number (2)有効期限 Date of expiration 年 月 日 Year Month Day

11 上陸許可又は在留資格取得年月日 Date of entry or permission to acquire status of residence 年 月 日 Year Month Day

12 現に有する在留資格 Status of residence 在留期間 Period of stay 在留期限 Date of expiration 年 月 日 Year Month Day

13 外国人登録証明書番号 Alien registration certification number 14 再入国許可による出入国の有無 有・無 Have you ever entered by re-entry permit? Yes / No

15 渡航先国名 Destinations

16 旅行目的 観光 商用 親族訪問 留学 その他() Purpose of travel Tourism Business Visit relatives Study Others

17 出国予定年月日・港 Expected date and port of departure 年 月 日 (空) 港 Year Month Day (Air) Port

18 再入国予定年月日・港 Expected date and port of re-entry 年 月 日 (空) 港 Year Month Day (Air) Port

19 希望する再入国許可 1回限りの再入国許可 数次の再入国許可 Requested re-entry permit Single Multiple

20 旅券を取得することができない場合は、その理由 If you cannot obtain a passport, please explain the reason.

21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Proxy (in case of legal representative)

(1)氏名 Name (2)本人との関係 Relationship with the applicant

(3)住所 Address 電話番号 Telephone No.

以上の記載内容は事実と相違ありません。I hereby declare that the statement given above is true and correct.

申請人(法定代理人)の署名 Signature of applicant (legal representative) 年 月 日 Year Month Day

22 代理人・申請取次者等(申請取次者・弁護士・行政書士等による申請の場合に記入) Proxy, agent or other (in case of an agent, lawyer, administrative scrivener or other)

(1)氏名 Name (2)住所 Address

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号 Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) Telephone No.

官 用 欄 FOR OFFICIAL USE ONLY

受 理 日 時 年 月 日 時 分 外国人登録番号 許可書交付 回数 証印区分 許可書交付1 許可書不交付2

如 理 日 時 年 月 日 時 分 回数 証印区分 許可書交付1 許可書不交付2

台帳区分 受理コード 受理番号

G 入力 受理年月日 許可年月日 不許可の場合 決裁区分 不許可1

(注意事項) Note

(出入 40 (口))

- 申請書に事実と反する記載をしたことが判明した場合には、不利益な扱いを受けることがあります。
If it is found that you have misrepresented the facts in an application, you will be unfavorably treated in the process.
- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。
If the space provided is not sufficient for your answer, write on a separate piece of paper and attach it to the application.
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
All parts of this application must be on JIS size A 4 Paper (210mm x 297mm).